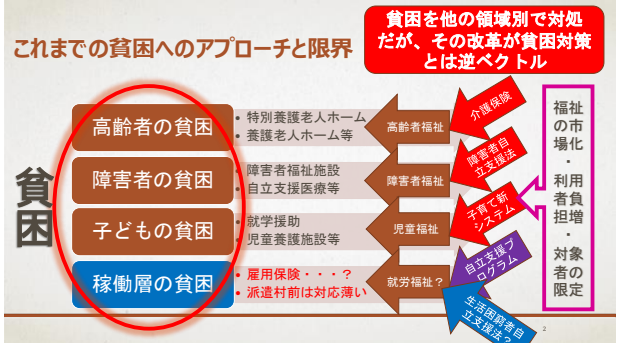


貧困領域における「創造的実践」とその展開

「貧困と社会福祉～貧困問題の創造的実践を考える～」
日本社会福祉学会第61回秋季大会
2013年9月21日
北星学園大学 木下武徳



貧困問題に対する創造的実践～釧路・埼玉の例

全国の動向	埼玉県 ほっとプラス	釧路市 生活保護自立支援プログラム
2002 ホームレス自立支援法成立	2002 東京ホームレス(HL)支援	2004 母子世帯自立支援プログラム・モデル事業
2004 生活保護あり方専門家委員会報告	2004 さいたま市でHL支援組織	ボランティア・学習支援
2005 生活保護自立支援プログラム開始	2006 ほっとポット設立	保護世帯全体へのプログラムの実施
2008 派遣切り問題年越し派遣村開設	ホームレス支援	公園清掃等の中間的就労
2010 Personal Support Serviceモデル事業	2011 ほっとプラス設立	NPOや企業・施設と連携
2013 生活困窮者自立支援法案	生活困窮者全般の支援	2013 一般社団 釧路社会的企業創造協議会
	民間からの創造的実践	公民協働の創造的実践

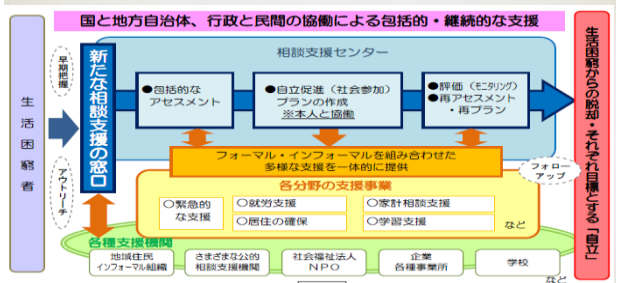
貧困領域で創造的実践が求められる背景

- ・ **創造的実践** 創造 = 新しく作り出す事 + 実践 = ミクロ～マクロまでのSW (事業政策形成含む)
- ・ **制度・政策レベル (例)**
 - ① **ホームレス支援** …近年までほとんど放置 → 民間の「先駆的・開拓的事业」
例) ほっとプラス、もやい、北九州ホームレス支援機構等 → Personal Support Serviceへ
 - ② **自立支援プログラム** …それまで、CW困難(人員・専門)・稼働層排除・生業扶助なし等
→ 自立支援プログラムで組織対応 → 国の「モデル事業」 例) 釧路市、板橋区
- ・ **対人レベル**
 - ① **貧困問題 = 複数・多領域・複雑問題** 例) 住宅、借金、虐待、障害者帳無し、学習困難等
 - ② **制度・政策がない・対応してくれない** 例) ホームレスの生活保護利用困難等
 - ③ **福祉分野・福祉分野外の各種機関、地域団体等との連携・ネットワーク** = 地域性
個別性、地域性、人の関わり等の差異で、実践のあり方は多様

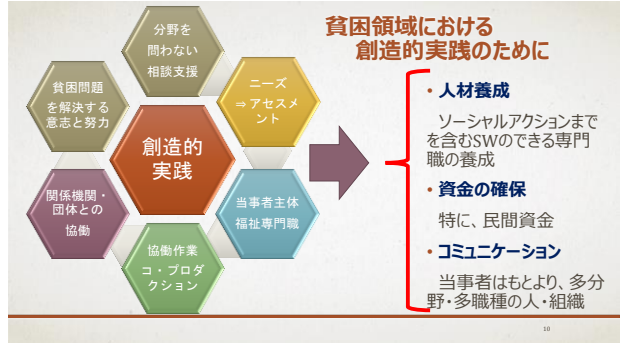
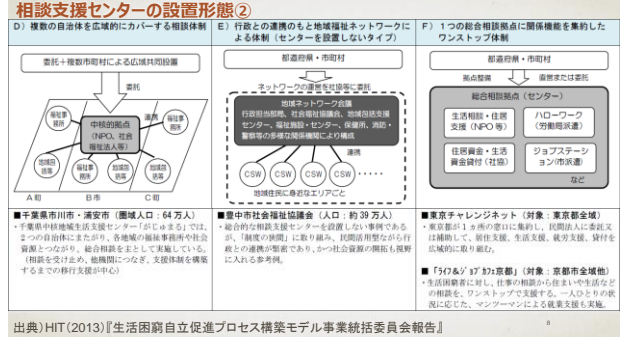
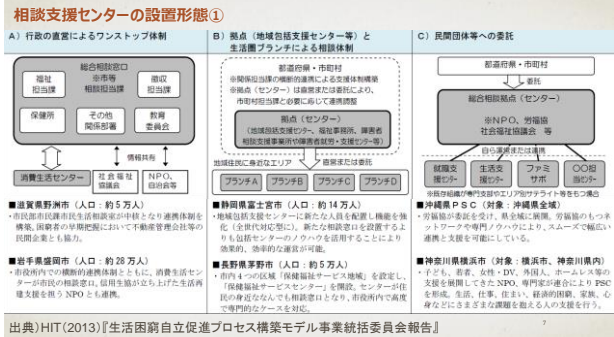
生活困窮者自立支援法(案)の新事業等

- 1. 必須事業**
 - 福祉事務所設置自治体は、「**自立相談支援事業**」を実施する。
 - 離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「**住居確保給付金**」を支給
- 2. 任意事業**
 - ・ 「**就労準備支援事業**」: 就労訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施
 - ・ 「**一時生活支援事業**」: 住居のない生活困窮者に一定期間宿泊場所や衣食の提供等
 - ・ 「**家計相談支援事業**」: 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等
 - ・ 生活困窮家庭の子どもへの「**学習支援事業**」他生活困窮者の自立の促進に必要な事業
- 3. 就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)の認定**

自立相談支援事業の内容



出典) HIT(2013)『生活困窮自立促進プロセス構築モデル事業統括委員会報告』⁶⁾



主要参考文献

- ・厚生労働省（2013）『社会援護局主管関係課長会議資料「新たな生活困窮者支援体系について」』3月11日
- ・釧路市福祉部生活福祉事務所編集委員会（2009）『希望をもって生きる－生活保護の常識を覆す釧路チャレンジ』CLC
- ・藤田孝典（2013）『ひとりも殺さない－それでも生活保護を否定しますか』堀之内出版
- ・藤田孝典・金子充編（2010）『反貧困のソーシャルワーク実践－NPO「ほっとボット」の挑戦』明石書店
- ・HIT（北海道総合研究調査会）（2013）『生活困窮自立促進プロセス構築モデル事業統括委員会報告』